

山口市仕事と子育て両立応援企業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内事業者の仕事と子育ての両立可能な職場環境づくりに向けた取組に対して、費用の一部を助成することで、子育てをしながら安心して働き続けることのできる職場環境の増加を図り、ひいては女性の活躍推進や市内事業者の人材確保に繋げていくことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者

イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体

ウ 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）であつて、常時使用する従業員の数が300人以下（ただし、小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人以下）のもの

エ その他これらに準ずる者として市長が認めるもの

(2) 一般事業主行動計画 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第1項又は第4項に基づき同条第1項に規定する一般事業主行動計画及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第8条第1項又は第7項に基づき同条第1項に規定する一般事業主行動計画をいう。

(助成対象者)

第3条 山口市仕事と子育て両立応援企業助成金（以下「助成金」という。）の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 山口市内に主たる事業所を有する中小企業者であること。

(2) 市税の滞納が無いこと。

(3) 山口市からの指名停止措置を受けていないこと。

(4) 事業主又は役員に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がいないこと。

(助成対象事業)

第4条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、従業員が子育てしながら働きやすい職場環境づくりに向けた取組で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、国、県又は市等の助成金等を受けた経費については対象外とする。

(1) 休暇制度の見直し

- (2) 柔軟な働き方に向けた制度の見直し
- (3) 男性の育児休業取得の促進
- (4) 一般事業主行動計画の策定
- (5) 女性管理職候補者の育成又は女性管理職の積極的な登用
- (6) 労務担当者又は従業員に対する研修、周知及び啓発
- (7) 前各号に掲げるもののほか、仕事と子育ての両立可能な職場環境づくりに向けた制度の導入で、市長が認めるもの

2 助成対象事業を実施する期間は、第7条第2項に定める交付決定を受けた日から、当該交付決定を受けた日の属する年度の2月末日までとする。

(助成対象経費)

第5条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表1に掲げる経費のうち、市長が助成対象事業の実施に必要なかつ適当と認めた経費とする。

(助成金の額)

第6条 市長は、助成対象者に対して、予算の範囲内において、助成金を交付する。

2 同一の助成対象者に対する助成金の交付は、同一年度内において1回を限度とする。

3 助成対象者に交付する助成金の助成率及び助成限度額は、別表2のとおりとする。ただし、助成限度額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、山口市仕事と子育て両立応援企業助成金認定申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（別紙1）

(2) 事業実施に係る見積書等の写し

(3) 履歴事項全部証明書又はこれに代わるもの（個人事業者の場合は、確定申告書の写し又は開業届の写し及び住民票の写し）

(4) 市税の滞納が無いことの証明書

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、助成金を交付することが適当であると認めるときは、山口市仕事と子育て両立応援企業助成金認定通知書（様式第2号）により、適当でないと認めたときは、山口市仕事と子育て両立応援企業助成金認定却下通知書（様式第3号）によりそれぞれ通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により助成対象事業を認定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(事業内容の変更)

第8条 前条第2項の規定による認定を受けた助成対象者（以下「認定事業者」という。）

は、事業内容を変更しようとするときは、速やかにその旨を山口市仕事と子育て両立応援企業助成金変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは山口市仕事と子育て両立応援企業助成金変更承認決定通知書（様式第5号）、却下する場

合は助成金変更承認却下通知書（様式第 6 号）により通知するものとする。

（認定の辞退）

第 9 条 認定事業者は、認定事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、山口市仕事と子育て両立応援企業助成金認定辞退届出書（様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。

（助成金の交付申請）

第 10 条 認定事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、当該認定事業が終了した日から 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 10 日のいずれか早い日までに、山口市仕事と子育て両立応援企業助成金交付申請書（様式第 8 号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書（別紙 2）
- (2) 助成対象事業の経過及び成果を証する書類
- (3) 助成対象経費の支払いを証する書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（助成金額の交付決定）

第 11 条 市長は、前条の規定により助成金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、助成金を交付することが適当であると認めるときは、山口市仕事と子育て両立応援企業助成金交付決定通知書（様式第 9 号）により、また、適当でないと認めたときは、山口市仕事と子育て両立応援企業助成金不交付決定通知書（様式第 10 号）によりそれぞれ通知するものとする。

（助成金の請求）

第 12 条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた事業者（以下「交付決定事業者」という。）は、助成金の支払いを受けようとするときは、前条に規定する助成金交付決定通知書を受領した後、速やかに山口市仕事と子育て両立応援企業助成金交付請求書（様式第 11 号）を市長へ提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受け取ったときは、30 日以内に当該交付決定事業者に助成金を交付する。

（交付決定の取消し）

第 13 条 市長は、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 認定及び助成金の交付に際して付した条件に違反したとき。
- (3) 助成金の申請に偽りその他不正行為があったとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、市長が不適当と認めるとき。

2 市長は、項の規定により認定を取り消す時は、山口市仕事と子育て両立応援企業助成金交付決定取消通知書（様式第 12 号）により通知するとともに、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を交付決定事業者に請求するものとする。

（報告及び調査）

第 14 条 市長は、必要と認める事項について、交付決定事業者に対し報告を求め、又は調査することができる。

(成果の公表)

第 15 条 市長は、必要があると認めるときは、認定事業の成果について認定事業者に公表させることができる。

2 認定事業者は、前項の規定により成果の公表を求められた時は、これに応じなければならない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 5 条関係）

区 分	内 容
報償費	外部専門家への相談料、研修会等の講師謝礼 等
旅費	外部専門家の旅費、研修会受講の為の旅費 等
消耗品費	研修会に係る教材費 等
印刷製本費	各種制度周知パンフレット又は研修用教材等の印刷費 等
受講料	研修会等に係る受講料 等
委託料	外部専門家によるコンサルティング料、 研修会開催に係る委託料 等
使用料及び賃借料	研修会等に係る会場使用料 等
その他	その他、適当と認められる経費

別表 2（第 6 条関係）

1 助成率	助成対象経費の 2 分の 1
2 助成限度額	5 万円（1 0 0 円未満の端数がある場合は切り捨て）